社会福祉法人定款例：島根県修正版（Ｒ３．２．１９更新）

○　　　　　部分は、国の定款例に島根県が修正追加した部分です。

○租税特別措置法第40条の特例を受けるにあたっての留意点を青字で記載しています。

　なお、この特例の適用は法人の任意であり、適用しない場合は、記載不要です。

社会福祉法人〇〇　定款

**第１章 総則**

**（目　的）**

第１条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害児入所施設の経営

（ロ）特別養護老人ホームの経営

（ハ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人介護支援センターの経営

（ハ）保育所の経営

（ニ）障害福祉サービス事業の経営

（ホ）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下｢障害者総合支援法｣という。）に規定する相談支援事業の経営

（ヘ）障害者総合支援法に規定する移動支援事業の経営

（ト）地域活動支援センターの経営

（チ）福祉ホームの経営

（備考）

（１）具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体現するものとすること。

（２）児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとすること。

（３）上記記載は、あくまで一例であるので、（１）、（２）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

（４）市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第１条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、○○市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（３）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（４）（１）から（３）までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（５）地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

（６）共同募金事業への協力

（７）福祉サービス利用援助事業

（８）福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（１）及び（２）の例によること。

（９）その他本会の目的達成のため必要な事業

（５）都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第１条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、○○県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（３）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（４）社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業

（５）（１）から（３）までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（６）社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

（７）社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

（８）市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

（９）共同募金事業への協力

（10）○○県福祉人材センターの業務の実施

（11）日常生活自立支援事業

（12）福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（１）及び（２）の例によること。

（13）その他本会の目的達成のため必要な事業

**（名　称）**

第２条 この法人は、社会福祉法人〇〇という。

**（経営の原則等）**

第３条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２ この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

**（事務所の所在地）**

第４条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

２ 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

（備考）

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

**第２章 評議員**

**（評議員の定数）**

第５条 この法人に評議員○○名以上○○名以内を置く。

（備考一）

確定数とすることも可能。

（備考二）

社会福祉法第40 条第3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4 億円を超えない法人及び平成28 年度中に設立された法人については、平成32 年3 月31 日までは、評議員の人数は4 名以上でよいものとする。

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

　・評議員の定数（現在数）は、理事の定数（現在数）を超える数であること。

**（評議員の選任及び解任）**

第６条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２ 評議員選任・解任委員会は、監事○名、事務局員○名、外部委員○名の合計○名で構成する。

３ 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４ 理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に対して説明しなければならない。

５ 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の○名以上が出席し、かつ、外部委員の○名以上が賛成することを要する。

（備考一）

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。

なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（社会福祉法第31 条第5 項）。

(備考二)

｢事務局員｣を｢職員｣と記載してもよい。

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

　・第１項及び第２項については、定款例の備考を踏まえて、定めること。

　・第６条の次に以下の条項（例）を設けること。

　　（評議員の資格）

第○条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか１人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の権限）

第７条　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

２　次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、社会福祉法第３０条に規定する〔所轄庁〕の許可を得て、評議員会を招集することができる。

　（１）前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

　（２）前項の規定による請求があった日から〈６週間〉以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

３　評議員は、理事長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の〈４週間〉前までにしなければならない。

４　評議員は、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の〈１０分の１〉以上の賛成を得られなかった日から３年を経過していない場合は、この限りではない。

５　評議員は、評議員会及び理事会の議事録について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。

６　評議員は、会計帳簿、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。

７　評議員は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することのできない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（備考一）

　　〔所轄庁〕については、具体的に県知事、市長名を記載すること。

(備考二)

　　第2項（２）及び第3項の〈〉内の期間については､これを下回る日数とすることも可能である。

(備考三)

　　第4項の〈〉内の割合については､これを下回る割合を定めることも可能である。

**（評議員の任期）**

第８条 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。

２ 評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（備考）

社会福祉法第41 条第1 項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

社会福祉法第41 条第2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1 項の次に次の一項を加えること。

２ 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

**（評議員の報酬等）**

第９条 評議員に対して、＜例：各年度の総額が○○○○○○円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として＞支給する。

（備考一）

無報酬の場合は、次の例を参考とすること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

第9条　評議員は無報酬とする。ただし、その職務に要する費用の支払いを評議員会において別に定めるところにより支給する。

（備考二）

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（社会福祉法第45 条の35、第59 条の2 第1 項第2 号）。

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

　・定款例の備考を踏まえて、定めること。

**第３章 評議員会**

**（構　成）**

第１０条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

**（権　限）**

第１１条 評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の承認

（４）計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）解散及び残余財産の処分

（７）合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

（８）基本財産の処分

（９）社会福祉充実計画の承認

（１０）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（社会福祉法第45 条の16 第4 項において準用する一般法人法第89 条、社会福祉法第45 条の18 第3 項において準用する一般法人法第105条第1 項）。

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

・評議員会の決議事項として、定款例で示すもののほか、「事業計画及び収支予算」、「臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）」、「公益事業・収益事業に関する重要な事項※」、「解散」を追加すること。

　　※　公益事業・収益事業を行う法人に限る。

**（開　催）**

第１２条 評議員会は、定時評議員会として毎年度○月に１回開催するほか、（○月及び）必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（備考）

定時評議員会は、年に１ 回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第45 条の9 第1 項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度○月」については、4 月～6 月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度○月」を「毎会計年度終了後３ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（社会福祉法第45 条の9 第2 項）。

**（招　集）**

第１３条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２ 評議員から、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があった場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

３　次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、〔所轄庁〕の許可を得て、評議員会を招集することができる。

（１）前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

（２）前項の規定による請求があった日から６週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招

集の通知が発せられない場合

（備考一）

　　〔所轄庁〕については、具体的に県知事、市長名を記載すること。

（備考二）

（２）の６週間については、これを上回る期間を定めることも可能である。

（備考三）

社会福祉法第45条の9第10項で準用する一般法人法第183条の規定により招集手続きを省略する場合は、第３項の次に次の１項を加えること。

４　評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

**（議　長）**

第１４条　評議員会に議長を置く。

２　議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

**（決　議）**

第１５条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の＜例：３分の２以上＞に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除

（３）定款の変更

（４）解散

（５）合併

３　前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議については、その定める特別の割合に

当たる多数をもって行う。

理事、監事、〈会計監査人〉又は評議員が、その任務を怠ってこの法人に損害を与えた場合

の賠償責任を免除するときは、評議員全員の同意

４　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わな

ければならない。

５　理事又は監事の候補者の合計数が第１７条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成

を得た候補者のうちで、得票数の多い者から順に、定数の枠に達するまで選任する。

６　第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができ

るものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（備考）

第１項については、社会福祉法第45 条の9 第6 項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第２項については、社会福祉法第45 条の9 第7 項に基づき、3 分の2 以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

第1項及び第2項ともに、議決において､議長も議決権を行使することになるので留意すること。

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

　・定款例を参考に定めること。

**（議事録）**

第１６条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

　　記名押印でなく署名とすることも可能。

(備考二)

第２項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に署名し､又は記名押印することとしても差し支えないこと。

**第４章 役員及び＜会計監査人並びに＞職員**

**（役員＜及び会計監査人＞の定数）**

第１７条 この法人には、次の役員を置く。

（１）理事 〇〇名以上○○名以内

（２）監事 〇〇名以内

２ 理事のうち１名を理事長とする。

３ 理事長以外の理事のうち、○名を理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

＜４ この法人に会計監査人を置く。＞

（備考）

（１）理事は6 名以上、監事は2 名以上とすること。

（２）理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

（３）業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

（４）会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（５）社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

＜例＞理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

２ 理事のうち1 名を、会長、○名を常務理事とする。

３ 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45 条の16 第2 項第2 号の業務執行理事とする。

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

　・第１項については、定款例の備考を踏まえて、定めること。

**（役員＜及び会計監査人＞の選任）**

第１８条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。

２ 理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が２名以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

３ 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

４　この法人は、定款で定めた役員の員数を欠くこととなることに備えて、〈例：補欠の理事として１名、監事として２名〉をそれぞれ評議員会において選任することができる。

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(備考二)

　　補欠の役員を選任しない場合は、第4項の規定は記載する必要はない。

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

　・第１項については、定款例を参考に定めること。

　・第１８条の次に以下の条項（例）を設けること。

　　（役員の資格）

第○条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

２　社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（注）監事の人数が６人以上である場合には、「また各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。」の記載について、「監事のうちには、監事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が監事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。」でも可。

**（理事の職務及び権限）**

第１９条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２ 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞

３ 理事長及び業務執行理事は、３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

４　理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

５　理事長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

６　前項の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（備考）

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2 回以上とすることも可能である（社会福祉法第45 条の16 第3 項）。

＜例＞

３ 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4 箇月を超える間隔で2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

**（監事の職務及び権限）**

第２０条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２ 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

３　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

４　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

５　監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

６　前項の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

７　監事は、理事長及び業務執行理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令等に定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。

８　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

９　この法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事がこの法人に対して訴えを提起する場合は、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。

10　監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

11　監事は、次の事項についてこの法人に対し請求することができる。

　（１）費用の前払いの請求

　（２）支出した費用及び支出日以後におけるその利息の償還の請求

（３）負担した債務の債権者に対する弁済の請求

12　監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

13　監事は、その職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に係る報告を求めることができる。

（備考）

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第○条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

２ 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

３　会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

４　会計監査人は、定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、定時評議員会に出席し意見を述べなければならない。

**（役員＜及び会計監査人＞の任期）**

第２１条 理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２ 理事又は監事は、第１７条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜３ 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第45 条）。

社会福祉法第45 条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1 項の次に次の一項を加えること。

２ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

**（役員＜及び会計監査人＞の解任）**

第２２条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜２ 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

３ 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

**（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）**

第２３条 理事に対して、＜＜例１：各年度の総額が○○○○○○円を超えない範囲で、例２：評議員会において別に定める総額の範囲内で＞　評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞＞報酬等として支給する。

２　監事に対して、＜＜例１：各年度の総額が○○○○○○円を超えない範囲で、例２：評議員会において別に定める総額の範囲内で＞評議員会において監事個々について算定した額を＞＞報酬等として支給する。

＜３ 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

第１、２項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

　　費用弁償分については報酬等に含まれない。

　　役員を無報酬とする場合は、次の例を参考に定款に記載すること。

　　第２３条　（理事長、業務執行理事及び監事を除く）役員は無報酬とする。ただし、その職務に要する費用の支払いを評議員会において別に定めるところにより支給する。

　（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

　・定款例を参考に定めること。

**（取引の制限）**

第２４条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

　（１）自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

　（２）自己又は第三者のためにするこの法人との取引

　（３）この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

２　前項に掲げる取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

**（責任の一部免除又は責任限定契約）**

第２５条　理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要がある場合には、社会福祉法第４５条の２２の２~~４５条の２０第４項~~において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第１１３条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

２　理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は､当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金○○万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第４５条の２２の２~~４５条の２０第４項~~において準用する一般法人法第１１３条第1項第２号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

**（職　員）**

第２６条 この法人に、職員を置く。

２ この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３ 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

（備考一）

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

（運営協議会の設置）

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第○条 運営協議会の委員は○名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第○条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第○条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）

第○条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

（備考二）

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

（会員）

第〇条 この法人に会員を置く。

２ 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

３ 会員に関する規程は、別に定める。

（備考三）

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

（運営適正化委員会の設置）

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

（運営適正化委員会の委員の定数）

第○条 運営適正化委員会の委員は○名とする。

（運営適正化委員会の委員の選任）

第○条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

（運営適正化委員会の委員の定数の変更）

第○条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

（業務の報告）

第○条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

（その他）

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

**第５章 理事会**

**（構　成）**

第２７条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

**（権　限）**

第２８条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会において定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（備考）

（１）「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

（注）理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

（注）理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注~~１~~）理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

（注）理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑧ 予算上の予備費の支出

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（注）寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

**（招　集）**

第２９条 理事会は、理事長が招集する。

２ 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があった場合は、理事長がこれを招集する。

４　次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした理事又は監事が理事会を招集する。

前項の規定による請求があった日から５日以内に､その請求があった２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合

５　理事会を招集する者は、理事会開催の１週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。

（備考一）

第5項の期間については､これを下回る期間を定めることも可能。

（備考二）

　　社会福祉法第４５条の１４第９項で準用する一般法人法第９４条第２項の規定により招集手続を省略する場合は､以下のように記載すること。

　　６　前項の規定にかかわらず､理事及び監事全員の同意があるときは､招集の手続を経ることなく開催することができる。

**(議　長)**

第３０条　理事会に議長を置く。

２　理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

３　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事会に出席した理事の互選により議長を選出する。

**（決　議）**

第３１条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（備考）

第１項については、社会福祉法第45 条の14 第4 項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

　・第１項については、定款例を参考に定めること。

**（議事録）**

第３２条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

　　記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（社会福祉法第45 条の14 第6 項）。

**第６章 資産及び会計**

**（資産の区分）**

第３３条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。

２ 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎 一棟（ 平方メートル）

（２）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園 敷地（平方 メートル）

３ その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４ 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（備考）

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

**（資産の区分）**

第３３条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

２ 本文第２項に同じ。

３ その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

４ 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

５ 本文第４項に同じ。

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

　・第１項及び第２項については、定款例を参考に定めること。

**（基本財産の処分）**

第３４条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（３）社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（備考）

　　〔所轄庁〕については、具体的に県知事、市長名を記載すること。

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

　・理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けること。

**（資産の管理）**

第３５条 この法人の資産は、理事会において定める方法により、理事長が管理する。

２ 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

３ 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

**（事業計画及び収支予算）**

第３６条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、＜例１：理事会の承認、例２：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２ 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

　・第１項については、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けること。

**（事業報告及び決算）**

第３７条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後３月以内に理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２ 前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３ 第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間（、また、従たる事務所に３年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第３７条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3 号から第6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

２　理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1 号、第3 号、第4 号及び第6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第２条の３９に定める要件に該当しない場合には、第1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３ 第1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5 年間（、また、従たる事務所に3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

　・第１項及び第２項については、定款例を参考に定めること。

**（会計年度）**

第３８条 この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

**（会計処理の基準）**

第３９条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

**（臨機の措置）**

第４０条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

（備考一）

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）〇〇の事業

（２）〇〇の事業

２ 前項の事業の運営に関する事項については、理事会において理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（注１）具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

（注２）上記記載は、あくまで一例であるので、（注１）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

（注３）公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

（備考二）

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、次の事業を行う。

（１）〇〇業

（２）〇〇業

２ 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（備考）

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

（収益の処分）

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号）第１３条及び平成１４年厚生労働省告示第２８３号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

（備考）

母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第１４条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和３９年政令第２２４号）第６条第１項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

　・理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けること。

　・該当がある場合は以下を加えること。

　　（公益事業）

第○条　公益事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（収益事業）

第○条　収益事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

　（保有する株式に係る議決権の行使）

　　＜例１＞

第○条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の同意を得なければならない。

　　＜例２＞

第○条　この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

**第７章 解散**

**（解散）**

第４１条 この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

　・定款例を参考に定めること。

**（残余財産の帰属）**

第４２条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

・残余財産の帰属先には、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。なお、定款例のとおり規定されている。または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。

**第８章 定款の変更**

**（定款の変更）**

第４３条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２ 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

（備考）

　　〔所轄庁〕については、具体的に県知事、市長名を記載すること。

（租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点）

　・第１項については、定款例を参考に定めること。

**第９章 公告の方法その他**

**（公告の方法）**

第４４条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（備考）

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

**（施行細則）**

第４５条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 　則

この法人の設立当初の役員、評議員＜、会計監査人＞は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長

理 事

〃

〃

〃

〃

監 事

〃

評議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

＜会計監査人＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

平成29 年4 月1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。